

協議第29号

新町の事務所の位置について

平成16年3月19日提出

揖斐ふれあい町村合併協議会

会 長 樋 口 直 嗣

揖斐ふれあい町村合併協議会の調整内容

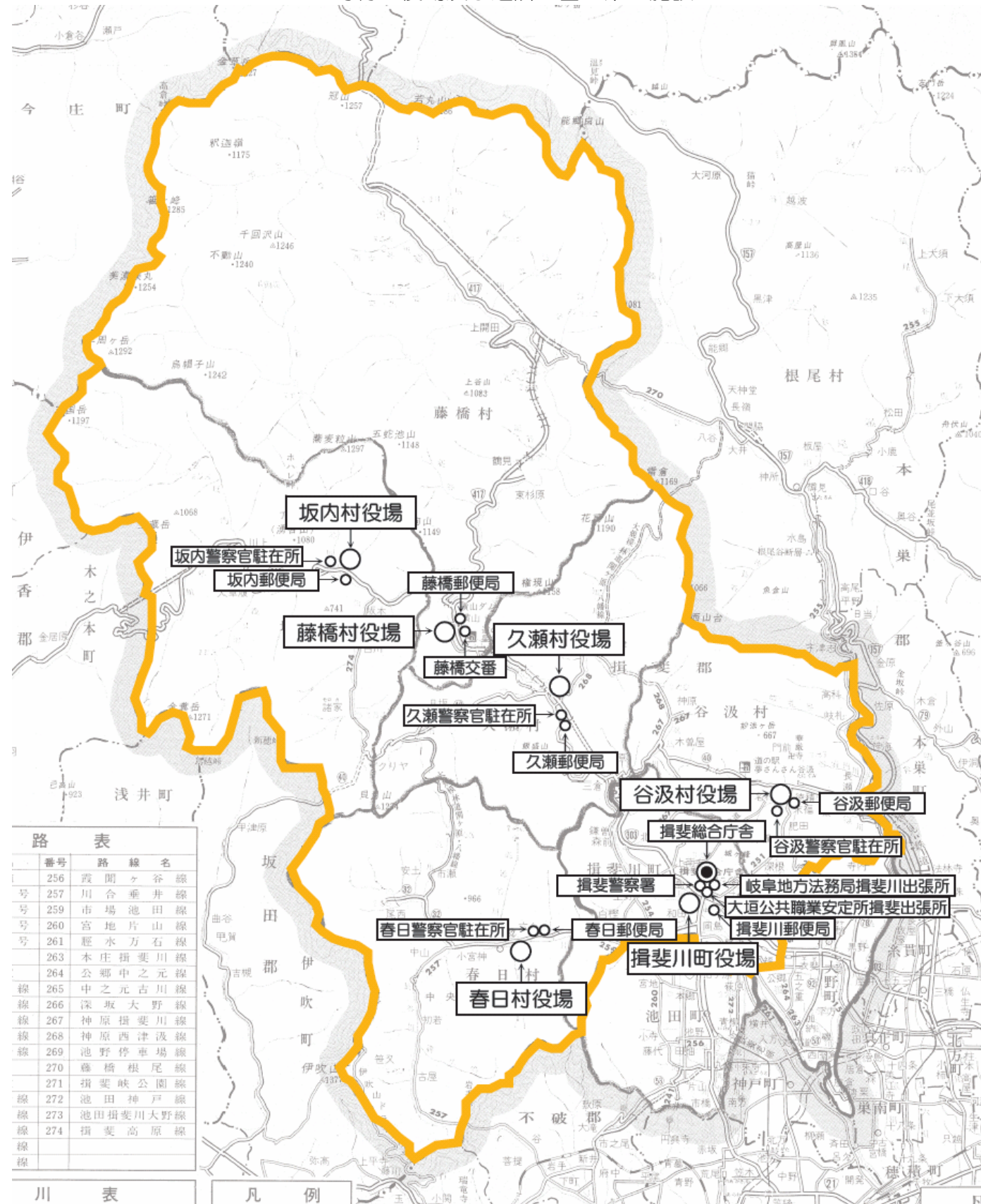
協議項目		新町の事務所の位置		関係項目			
調整の方針		(案) 新町の事務所の位置は、揖斐郡揖斐川町三輪133番地とする。 谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村に振興事務所を置く。					
項目		揖斐川町	谷汲村	春日村	久瀬村	藤橋村	坂内村
地理的条件	住所	揖斐郡揖斐川町三輪133番地	揖斐郡谷汲村大字名礼 265番地の43	揖斐郡春日村大字六合 3080番地	揖斐郡久瀬村大字東津汲小寺 875番地の1	揖斐郡藤橋村大字西横山 410番地の5	揖斐郡坂内村大字広瀬 924番地
	海拔	43.0m	89.0m	130.0m	102.4m	148.5m	259.0m
	公共交通機関	近鉄養老線 名阪近鉄バス	樽見鉄道 名阪近鉄バス	名阪近鉄バス	名阪近鉄バス	名阪近鉄バス	名阪近鉄バス
	主要アクセス道	国道303号 同417号	主要地方道山東本巣線	主要地方道春日揖斐川線	国道303号 同417号	国道303号 同417号	国道303号
	近隣公共施設 (国・県の施設)	岐阜地方法務局揖斐川出張所 揖斐警察署 揖斐川郵便局 大垣公共職業安定所揖斐出張所 岐阜県揖斐総合庁舎	揖斐警察署谷汲警察官駐在所 谷汲郵便局	揖斐警察署春日警察官駐在所 春日郵便局	揖斐警察署久瀬警察官駐在所 久瀬郵便局	揖斐警察署藤橋交番 藤橋郵便局	揖斐警察署坂内警察官駐在所 坂内郵便局
地区・地域	中部圏開発 農村工業 工業再配置	山振地域 農村工業 工業再配置	山振地域 農村工業 工業再配置	山振地域 農村工業 工業再配置	水源 農村工業 工業再配置	山振地域 農村工業 工業再配置	
建物・敷地関係	区分	本庁舎	本庁舎	本庁舎	本庁舎	本庁舎	本庁舎
	竣工時期	昭和46年6月	昭和52年6月	昭和54年3月	昭和49年11月	昭和38年12月	昭和55年12月
	施設規模	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート5階建	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート3階建
	延床面積	2,723㎡	1,489㎡	2,676㎡	1,797㎡	557㎡	2,591㎡
	建築面積	1,137㎡	916㎡	778㎡	607㎡	186㎡	1,151㎡
	敷地面積	7,459㎡	8,337㎡	2,974㎡	2,896㎡	757㎡	5,299㎡
	全職員数	177人	71人	41人	45人	39人	42人
	本庁舎内に勤務する職員数	83人	39人	34人	37人	37人	37人
	本庁舎職員1人当り床面積	32.8㎡	38.2㎡	78.7㎡	48.6㎡	15.1㎡	70.0㎡
	議場の議席数	21席	19席	14席	10席	6席	10席
	非常用電源設備	なし	あり	あり	あり	あり	あり(定員11名 750kg)
	給水設備	上水道及び地下水	簡易水道	自家水	簡易水道及び自家水	簡易水道	簡易水道
	昇降設備	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	消防設備	屋内消火栓、消火器	屋内消火栓・消火器	屋内消火栓、消火器	屋内消火栓、消火器	屋内消火栓、消火器	屋内消火栓、消火器
	下水設備	合併処理浄化槽	合併処理浄化槽	浄化槽	合併処理浄化槽	農業集落排水	農業集落排水
身障用等設備	身障者用トイレ(1階のみ) 身障者用スロープ	身障用トイレ 1カ所	なし	スロープ	スロープ	身障者用トイレ(1,2階)、 エレベータ スロープ 点字	
駐車場(内訳)	179台	100台	13台	58台(老人保健施設、診療所分を含む)	27台	50台	
公用車車庫	11台	34台	25台	17台	11台	9台	

揖斐ふれあい町村合併協議会の調整内容

協議項目 新町の事務所の位置

関係項目

6町村の役場及び近隣の国・県の施設



庁舎の利用方式別にみたメリット・デメリット

	概要	メリット	デメリット
本庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ○役場の機能を1か所に集中する。 ○残りの庁舎は、窓口的な機能しか持たない支所、出張所となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マンパワーが活用でき事務効率化が図れる。 ○住民に与える新町誕生の印象は強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存施設の利用では対応できないため、新庁舎を建設する必要がある。 ○周辺地域への応急サービスが遅滞する恐れがある。
分庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の各役場を行政機能を持たせて振り分けをする。 例：教育・商工部門・・・A町 総務・建設部門・・・B村など 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存施設の利用のため建設費用は少なくて済む。（改装費程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ○各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う。 ○管理上は非効率的である。
総合支所方式	<ul style="list-style-type: none"> ○管理部門や事務局部門を除き、現在の各役場の庁舎における行政機能をそのまま残す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感が無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員数が今と同数程度必要であり、合併による事務効率化が図れない。 ○新町の一体感が醸成されにくい。 ○住民に与える新町誕生の印象が弱い。

事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

支 所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

先進事例

■あさぎり町

関係 5 か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧 4 村の役場を分庁舎とすることとした。

■つくば市

仮に筑南地方広域行政組合第 1 圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。

■北上市

新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。

■あきる野市

合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。

■篠山市

任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。

■西東京市

当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。

揖斐ふれあい町村合併協議会の調整内容

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>(案) 新町の議会の議員の定数は、26人とする。 選挙区については、旧町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。 揖斐川町の区域11人、谷汲村の区域5人、春日村の区域3人、久瀬村の区域3人、藤橋村の区域2人、坂内村の区域2人</p>		
区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時にその身分を失う。	合併関係市町村の廃止と同時にその身分を失う。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議により定める期間
3 定数	<p>地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。</p> <p>地方自治法第91条第2項 人口2万人以上の町村 26人</p> <p>人口＝官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口 (地方自治法第254条)</p>	<p>設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を決することができる。</p> <p>人口2万人以上の町村 26人 2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内</p> <p>この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。(合併特例法第6条第1項)</p>	<p>地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。</p>
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	<p>条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条))</p>	<p>条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条))</p>	